

議案第 47 号

市川市漁港管理条例の一部改正について

市川市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 月 27 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市漁港管理条例の一部を改正する条例

市川市漁港管理条例（昭和 53 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「1 月（工作物の設置を目的とする占用にあつては、1 年）」を「10 年」に改める。

第 17 条の見出しを削り、同条第 2 号中「第 14 条」を「第 16 条」に、「第 15 条第 1 項」を「第 17 条第 1 項」に改め、同条を第 19 条とし、同条の前に見出しとして「(過料)」を付し、同条の次に次の 1 条を加える。

第 20 条 市長は、詐欺その他不正の行為により陸域占用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科することができる。

第 16 条を第 18 条とし、第 15 条を第 17 条とし、第 14 条を第 16 条とし、第 13 条の次に次の 2 条を加える。

（占用料）

第 14 条 漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）について法第 39 条第 1 項の規定による占用の許可を受

けた者は、別表の定めるところにより算出した額を占用料（以下「水域占用料」という。）として納めなければならない。

2 前項の場合において、水域占用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 市長は、必要があると認めるときは、水域占用料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の水域占用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 第9条第1項の規定による占用の許可を受けた者は、別表の定めるところにより算出した額を占用料（以下「陸域占用料」という。）として納めなければならない。

6 第2項から第4項までの規定は、陸域占用料について準用する。

（過怠金）

第15条 市長は、偽りその他不正の行為により水域占用料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

附則の次に別紙の別表を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条第3項、第14条及び別表の規定は、令和3年4月1日以後に占用の許可に係る申請をする者について適用し、同日前に占用の許可に係る申請をした者については、なお従前の例による。

別表（第14条関係）

区 分			単 位	単位当たりの額	
水域 占用 料	工作物 を 設置 する 場合	電柱等（支線及び支線柱を含む。）	1本につき1年	550円	
		諸管	長さ1メートルにつき1年	外径20センチメートル未満のもの	40円
				外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	80円
				外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	195円
				外径1メートル以上のもの	400円
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	105円	
	工作物を設置しない場合		80円		
陸域 占用 料	漁港施設用地、漁具干場、野積場及び漁港施設関連用地		占用面積1平方メートルにつき1月	近傍類似地の土地の価格に1,000分の3を乗じて得た額	
	地下埋設物	長さ1メートルにつき1年	外径20センチメートル未満のもの	80円	
			外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	160円	
			外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	390円	
			外径1メートル以上のもの	800円	

備考

- 1 この表において「占用面積」とは、占用の許可を受けた面積をいう。

- 2 占有物件の長さが1メートル未満であるとき、又はこの長さに1メートル未満の端数があるときは、その全長又はその端数の長さを1メートルとして計算するものとする。
- 3 占有面積が1平方メートル未満であるとき、又はこの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を1平方メートルとして計算するものとする。
- 4 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、その期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 5 占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 6 1件の占有許可に係る各年度ごとの占有料の額が100円に満たないときは、100円とする。

理 由

漁港施設に定着する工作物の新築等に係る占用許可の期間の上限を延長するとともに、漁港の区域内の水域の占用許可等に係る占用料に関する規定を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。